様式第29（第58条関係）

附属品型式試験合格証（国際）

発行番号	
名称（事業所の名称を含む。）	
事務所所在地	
事業所所在地	
容器等事業区分	
附属品の内訳 種類	
附属品が装置される容器に充塡される当該ガスの耐圧試験圧力	
本体の材料	
安全弁の方式	

国際相互承認に係る容器保安規則第58条の規定により本合格証を交付する。

年　月　日

高圧ガス保安協会
印
指定容器検査機関

備考　この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

○国土交通省令第五十四号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第三十二条第二項及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百六条第三項の規定に基づき、地方整備局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年六月三十日

国土交通大臣　石井　啓一

地方整備局組織規則の一部を改正する省令

地方整備局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十一号）の一部を次のように改める。

別表第三近畿地方整備局の項緊急確保航路の欄を次のように改める。

瀬戸内海に係る緊急確保航路（和歌山県瀬戸埼から徳島県蒲生田岬から一〇七度四九分七、八〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一八〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二六一度三〇分三八、七五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から岡山県鹿久居島鵜ノ石鼻まで引いた線、同地点から同県真尾鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた区域内に存するものに限る。）

別表第三近畿地方整備局の項の次に次のように加える。

中国地方整備局	瀬戸内海に係る緊急確保航路（広島県阿伏兎観音から同県田島馬場埼までで引いた線、同地点から同県因島最東端まで引いた線、同地点から同県因島最西端まで引いた線、同地点から同県因島白滝鼻まで引いた線、同地点から同県因島婦戻ノ鼻まで引いた線、同地点から同県因島最東端まで引いた線、同地点から同県因島最西端まで引いた線、同地点から同県因島大浜奥三角鼻まで引いた線、同地点から同県因島最東端まで引いた線、同地点から同県因島最南端まで引いた線、同地点から同県因島最東端まで引いた線、同地点から同県因島最北端まで引いた線、同地点から同県因島最西端まで引いた線、同地点から同県因島最東端まで引いた線、同地点から同県因島最東端まで引いた線、同地点から同県因島最東